

新潟大学人文・法・経済学部同窓会群馬県支部規約

- 第1条 (名称・所在地) 本会は、新潟大学人文・法・経済学部同窓会群馬県支部と称し、事務局を群馬県内で支部長が指定する所に置く。
- 第2条 (目的) 本会は、会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 (事業) 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
(1) 総会の開催
(2) その他目的を達成するために必要な事業
- 第4条 (会員) 本会の会員は、新潟大学人文(法文)・法・経済学部卒業者、かつて在籍していた者、および同学部に勤務した者で、主として群馬県内に居住または勤務する者とする。
- 第5条 (役員) 本会には次の役員を置く。
(1) 支部長 1名
(2) 副支部長 若干名
(3) 理事 若干名
(4) 事務局長 1名
(5) 監事 1名
- 第6条 (会務) 支部長は会務を統括して本会を代表する。副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故ある時はこれに代わる。事務局長および理事は支部長の命により会務を処理する。監事は本会の会計を監査し、理事会および総会に報告する。
- 第7条 (役員を選出と任期) 支部長、副支部長、理事および監事は、総会において会員の中から選出する。事務局長は理事の中から支部長が委嘱する。理事の任期は2年として再任を妨げない。ただし、支部長の任期は最長4年とする。
- 第8条 (顧問) 本会は顧問を置くことができる。顧問は支部長が委嘱する。
- 第9条 (会の構成) 本会は、次の会で構成する。
1. (総会) 原則として年1回開催し、次の事項を行う。議決は出席者の過半数とする。
(1) 会則の改定
(2) 役員を選出
(3) 議事の審議
(4) その他報告事項等の承認
2. (理事会) 理事会は、顧問、支部長、副支部長、理事および監事をもって構成し、議決は出席者の過半数とする。会の運営および予算の審議、議決を行うものとし、総会の議決・承認事項のうち特に緊急を要する場合は、理事会が総会に代わることができる。ただし、会則の改定、役員を選出は本項の適用外とする。
- 第10条 (会計) 本会の収入は、同窓会本部助成金、寄付金、総会負担金、その他の収入をもって充てる。なお、会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第11条 (個人情報の取扱い) 本支部の役員および会員は、支部事業のために収集した名簿等の個人情報について、本人の承諾なしに本事業以外に利用したり、第三者に提供してはならない。
- 第12条 (特別会員) 第4条で定める会員以外の新潟大学卒業者で、本会の趣旨に賛同するものについては、支部長の承認を得て、特別会員とすることができる。
- 第13条 (その他) 本規約の解釈および規約に定めるもののほかで支部活動に必要な事項の承認・決定は支部長が行う。
- 付則 本規約は、平成26年11月3日から施行する。